

平成24年度現業職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員現業労働組合  
神奈川県高等学校現業労働組合

2 交渉回数

平成24年9月20日から11月15日まで 10回

3 県の提案及び現業労組の主張と合意内容

| 項目                  | 県の主な提案   | 現業労組の主な主張   | 合意内容   |
|---------------------|--|---|--|
| 給与減額措置関係            |  |   |  |
| 給与減額措置              | 平成25年度700億円、平成26年度900億円、2年間で、合計1,600億円もの財源不足が見込まれている中、緊急財政対策をとりまとめ、県有施設や県単独補助金をゼロベースで見直すなど、県民の皆様には大きな負担をお願いするため、職員にも相応の負担をお願いしなければならない。                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>財政危機の原因は、国と地方の税財政構造にあるのだから、それを変えない限り地方財政は好転しない。</li> <li>人件費という義務的経費を削る前に政策的な経費を抑制すべきである。</li> </ul> | <b>【減額内容】</b><br>給料及び地域手当<br>△4%<br>(平成25年度及び平成26年度実施)   |
| 給与改定関係              |  |   |  |
| 月例給                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、公民較差(月例給:0.06%・245円)を解消するため、自宅に係る住居手当を500円引き下げ、月額6,300円から5,800円としたい。</li> <li>実施時期は平成25年1月1日としたい。</li> </ul> | (勧告対象職員と同様、) 公民較差の解消は受け止めるが、職員全体で生じた公民較差を一部の者で解消するのは、適切ではない。  | 自宅に係る住居手当を500円引き下げ、月額6,300円から5,800円とする。<br>(平成25年1月1日実施) |
| 月例給の引下げ改定に伴う所要の調整措置 | 平成24年度の公民給与を年間で均衡させるための減額調整を平成25年1月支給の給料で実施したい。  | (勧告対象職員と同様、) 公民較差の解消は受け止めるが、職員全体で生じた公民較差を一部の者で解消するのは、適切ではない。  | 平成24年度の公民給与を年間で均衡させるための減額調整(△0.12%)を平成25年1月支給の給料で実施する。   |

| 項目                   | 県の主な提案  | 現業労組の主な主張                               | 合意内容  |
|----------------------|---|---|---|
| 給与制度関係               |   |   |   |
| 給与構造改革に伴う経過措置額（現給保障） | 平成23年度の人事委員会の廃止勧告を踏まえて、経過措置額を廃止したい。   | 経過措置を受けている職員の状況が国と異なる本県の実情を考慮する必要がある。   | 給与構造改革に伴う経過措置額については、国の考え方と同様、給与減額措置が終了する平成 27 年3月 31 日をもって廃止する。   |
| 自宅に係る住居手当            | 人事委員会の廃止勧告の趣旨を踏まえ、自宅に係る住居手当を廃止したい。  | 国と異なる本県の実情及び手当支給の経過、果たしてきた役割を踏まえる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自宅に係る住居手当については、平成 25 年3月 31 日をもって廃止する。</li> <li>経過措置として、平成25年度は月額 4,500 円、平成 26 年度は月額 3,000 円を支給する。</li> </ul> |
| 退職手当の支給率             | 本県の退職手当は国に準拠していることから、国家公務員退職手当法の改正の動向を踏まえ、国に後れることなく見直しをしたい。   | 国家公務員退職手当法の改正が成立後に提案すべきである。             | 退職手当の支給率の見直しについては、国の動向等を踏まえ、話し合っていく。  |
| 休暇その他働きやすい環境の整備      |   |   |   |
| ドナー休暇                | <ul style="list-style-type: none"> <li>ドナー休暇については、国が平成 24 年7月1日から、末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合にも取得できるようにしたため、本県も国と同様に措置することとしたい。</li> <li>実施時期は平成 25 年4月1日としたい。</li> </ul> | —                                       | ドナー休暇については、国と同様、末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合にも取得できるものとする。<br>(平成 25 年4月1日実施)   |
| 福利厚生関係               |   |   |   |
| 職員の福利厚生に関する補助        | 緊急財政対策の取組として、職員の福利厚生に関する県費補助については、対象や費用負担、事業の必要性・妥当性といった観点から見直しをしたい。  | 本件事業は、職員の健康維持のために欠かすことのできない重要なものだ。      | 職員の福利厚生に関する県費補助は、使用者が負担すべき健診費用相当分とする。   |